

厚生労働科学研究費補助金（がん臨床研究事業）
分担研究報告

就労に関する相談対応の相談支援センターと就労関連専門職との連携体制のあり方に関する検討

研究分担者 高山 智子（独）国立がん研究センターがん対策情報センター 室長）
研究協力者 八巻知香子（独）国立がん研究センターがん対策情報センター 研究員）
研究協力者 小郷 祐子（独）国立がん研究センターがん対策情報センター 研修専門員）

研究要旨： 相談者の就労に関する真のニーズに応えていくためには、相談支援センターのがん専門相談員が然るべき知識を身につけ、院内外の専門家と連携し、相談対応していくことが求められる。本検討では、がん相談支援センターが、がん患者の就労支援を行う際に必要な情報や支援をつないでいく先の資源（専門家、体制整備状況等）について明らかにすることを目的として、外部の専門職種（社会保険労務士および産業カウンセラー）との連携体制のあり方について検討を行った。

がん患者の就労支援を行う際に、今後連携が必要と考えられる社団法人日本産業カウンセラー協会と全国社会保険労務士会連合会へのヒアリングを行い、それぞれの専門職種の位置付けや体制整備状況について整理を行った。その結果、組織間レベル、個別の相談対応レベルでの連携の可能性といくつかの留意点が示され、顔の見える教育や研修の場を組織同士の連携体制をもとに持つことで、より効果的に地域ごとの体制を構築していくことが可能であると考えられた。

A. 研究目的

第2期のがん対策推進基本計画（以下、基本計画と示す）が、平成24年6月に出され、その中で新たに、がん患者とその家族を社会全体で支える取組を実施することにより、「がんになっても安心して暮らせる社会の構築」を実現することが目標の一つに掲げられた。また、基本計画の個別目標の一つである「9. がん患者の就労を含めた社会的な問題」の取り組むべき施策として、「がん以外の患者へも配慮しつつ、がん患者・経験者の就労に関するニーズや課題を明らかにした上で、職場でのがんの正しい知識の普及、事業者・がん患者やその家族・経験者に対する情報提供・相談支援体制のあり方等を検討し、検討結果に基づいた取組を実施する」ことや、「働くことが可能かつ働く意欲のあるがん患者が働けるよう、医療従事者、産業医、事業者等との情報共有や連携の下、プライバシー保護にも配慮しつつ、治療と職業生活の両立を支援するための仕組みについ

て検討し、検討結果に基づき試行的取組を実施する」ことが示されている。

現在、全国のがん対策および情報提供や相談対応窓口として整備が進められている397のがん診療連携拠点病院（以下、拠点病院と示す）に設置されている相談支援センターは、拠点病院のみならず、地域住民のがんに関する情報提供や相談対応を行う窓口として整備が進められており、就労に関する取組についても、直接、患者や家族を含む相談者に対して行うことが期待されている。一方で、就労に関する相談者のニーズや課題は幅広く、また個別性も高いと考えられるため、相談者の就労に関する真のニーズに応えていくためには、相談支援センターのがん専門相談員（以下、相談員と示す）が然るべき知識を身につけ、院内外の専門家とも連携し、役割分担を行いつつ、相談対応していくことが求められる。しかしながら、医療機関内の医療専門職の多くは、外部の専門職（たとえば、社会保険労務士や産業カウンセラー

等)と個々の専門職種間、また組織間において、これまでほとんど関わりを持ってこなかったこともあり、お互いにどのように連携し、役割分担するかについてはわかっていないのが実状であると考えられる。

本検討では、がん相談支援センターが、がん患者の就労支援を行う際に必要な情報や支援をつないでいく先の資源(専門家、体制整備状況等)について明らかにすることを目的として、外部の専門職種(社会保険労務士および産業カウンセラー)との連携体制のあり方について検討を行った。

B. 研究方法

がん患者の就労支援を行う際に、今後連携や役割分担が必要と考えられる団体および連携先となりうる専門家個人へのヒアリングを行い、それぞれの専門職種の位置付けや体制整備状況について整理を行った。今回対象とした専門組織および専門家は、社団法人日本産業カウンセラー協会と産業カウンセラー、全国社会保険労務士会連合会と社会保険労務士である。ヒアリング内容は、専門家育成状況と情報・支援連携先としての全国の活動状況、全国の相談支援センターとの連携の可能性やあり方についての考えについてなどとし、活動状況については、ヒアリング以外にもそれぞれの団体が公開している資料を参考に論点整理を行った。

(倫理面への配慮)

本研究は、組織に対するヒアリング調査をもとにして行ったものであり、個人情報を含むデータの取り扱いはない。

C. 研究結果

表1に、社団法人日本産業カウンセラー協会および産業カウンセラーについてヒアリングした内容と同協会が発行する事業報告、ホームページから整理した位置付けや体制整備状況について

示した。また、表2に、全国社会保険労務士会連合会および社会保険労務士についてヒアリングした内容と同連合会のホームページから整理した位置付けや体制整備状況について示した。

表1. 社団法人日本産業カウンセラー協会および産業カウンセラーについて

社団法人日本産業カウンセラー協会	
体制	本部：東京都港区 支部：全国に13の協会支部を設置 (北海道、東北、上信越、北関東、東関東、東京、神奈川、中部、関西、中国、四国、九州、沖縄)
設置	1960年(昭和35年)11月
設置目的	働く人々の悩みに寄り添い、生き生きと働き続けられることを支援しようと創立される。
資格の認定	1992年に労働省(当時)の技能審査に加えられ「上級・中級・初級」の3種類の認定産業カウンセラーが誕生。 2002年からは規制緩和により協会認定産業カウンセラーとなり、その後、呼称も「初級産業カウンセラー」を「産業カウンセラー」へ、「中級」を「シニア」へと改めた。
資格取得者数と養成講座	産業カウンセラー約5万人 キャリア・コンサルタント約1万人 通学または通信制の講座により、面接実習(104時間)他、理論講座(講義)、在宅研修、自主学習を行う。 毎年1回実施される学科試験および実技試験に合格すると「産業カウンセラー」となる。
活動内容	1.メンタルヘルス対策への援助 2.キャリア開発への援助 3.職場における人間関係開発への援助
相談対	全国の支部による相談対応(1回50分)

応 (有料)	6,000 円、賛助会員 5,500 円)
相談対 応 (無料)	働く人の電話相談室：自殺予防週間（9月10日から1週間）のうち3日間（10時～22時まで） 働く人の悩みホットライン：月曜から土曜日まで（祝日を除く）15時～20時まで。職場、暮らし、家族、将来設計など、働く上でのさまざまな悩みに対応。一人1回30分以内。通話料は負担。 相談内容は、そのときの社会世相を反映する。 相談件数年間平均 3,000 件程度
その他の具体的な活動(1)	厚生労働省の委託事業として： ・働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」(2011、2012 年度) ・メンタルヘルス対策支援センター事業（北海道）(2011、2012 年度)
その他の具体的な活動(2)	労災病院との協働事業： ・勤労者心の電話相談、全国の労災病院で「勤労者心の電話相談」を開設。産業カウンセラーが活躍する。 <横浜労災病院の場合> メール相談：年間約 7,000 件（心療内科の医師 1 名が対応）。 電話相談：毎日（土日祝日含む）14 時～20 時、2 名ずつの産業カウンセラーがシフト対応（シフト対応する産業カウンセラーは 10 名）。年間約 4,500～5,000 件。バックアップ体制として、困った対応は、上記医師が対応する。 メンタルヘルスセンターの方針は、予防が中心。身体のことであれば、主治医へ相談するよう伝える。まだ受診していないようであれば受診科を助言する。労災に関する相談は、労働基準監

	督署へ、心のことに関する治療については、心療内科へなどへ次の窓口を案内する対応を行っている。「一人で悩むな」という方針は重要だと考えている。
--	--

*ヒアリング内容、社団法人日本産業カウンセラー協会発行「事業案内」2012 年 11 月発行資料およびホームページ

<http://www.counselor.or.jp/index.html> をもとに作成

表 2. 全国社会保険労務士会連合会および社会保険労務士について

全国社会保険労務士会連合会	
体制	47 都道府県にある社会保険労務士会（以下、社労士会）が連合会を設立。連合会は、社労士会及びその会員の指導・連絡等を行う。
設置	1978 年（昭和 53 年）12 月
設置目的	昭和 40 年代前半の高度経済成長期を迎え、企業が大きく成長し、国民の生活が豊かになる中で、人事労務管理のあり方や労働者を守る労働保険制度、医療・年金などの社会保険制度も、多様化するニーズに対応するために複雑化した。このような変化に対応するため、人事労務管理と労働社会保険の分野を専門とする国家資格者を求める機運が高まり、昭和 43 年に社会保険労務士の制度は誕生した。
主な沿革	昭和 43 年 6 月社会保険労務士法の制定、翌 44 年 11 月第 1 回社会保険労務士試験を実施（受験申込者数 23,705 人、合格者数 2,045 人） 昭和 53 年 12 月全国社会保険労務士会連合会設立 平成 7 年 12 月社会保険労務士賠償責任保険制度の発足

登録者	約 37,818 人（平成 24 年 12 月末現在） 国家試験として毎年 1 回実施される社会保険労務士試験に合格し、原則 2 年間の労働社会保険に関する実務経験を有する者が、所属予定の都道府県社労士会への入会手続きを行い、全国社会保険労務士会連合会の名簿に登録されて「社会保険労務士」となる。
社会保険労務士養成課程における教育内容	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 人事・労務管理、労働社会保険に関する専門知識を学ぶ。 ➤ 連合会では、社労士試験の受験者向けの講座等は実施していない。 ➤ 社会保険労務士の中でも個別労働関係紛争の解決手続代理業務をすることができる「特定社会保険労務士」になるための「特別研修」及び「紛争解決手続代理業務試験（国家試験）」を実施している。
連合会による継続教育/研修等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 連合会の e ラーニングシステムによる専門分野に関する研修 ➤ 倫理研修（5 年に 1 度の受講義務） ➤ 都道府県社労士会が実施する専門分野に関する集合研修 等
活動範囲、内容	<p>社会保険労務士の活動範囲、内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 労働社会保険に関する諸手続き ➤ 就業規則の作成など労務管理に関するコンサルティング ➤ 年金に関する相談及び代行申請 ➤ 個別労働関係紛争のあっせん代理他
相談対応（無料）	総合労働相談所：全国 47 都道府県の社労士会が開設する、社会保険労務士が行う無料の相談対応
相談対応（無料）	厚労省の委託を受けて、社労士会館内で無料の電話相談（委託期間は H25 年 3 月まで）

	<p>対応時間平日 17:00～20:00、土日 10:00～18:00。</p> <p>相談件数平日平均 15 件、土日平均 40 件、年間合計 5,000～6,000 件程度。</p>
--	--

*ヒアリング内容、全国社会保険労務士会連合会発行資料およびホームページ
<http://www.shakaihokenroumushi.jp/>を参考に作成

D. 考察

組織同士の連携体制構築の可能性について

就労に関する相談者の幅広いニーズや課題に対応するためには、さまざまな専門家がそれぞれの強みを発揮していくとともに、それぞれの専門家同士が互いに連携していく必要がある。また全国の相談者に対応するためには、全国レベルでの連携体制が必要になる。活動の一部ではあるが、産業カウンセラー協会、全国社会保険労務士会連合会ともに、全国レベルの無料の相談対応窓口を設置していた。相談者がこうした全国レベルの相談窓口の資源の活用をすることは可能であり、今後（それぞれの資源の対応可能範囲を確認する必要はあるかもしれないが）相談者に然るべき相談窓口の一つとして紹介することが可能であると考えられる。

また、社会保険労務士については、各都道府県の社労士会が存在し、また産業カウンセラー協会についても、各都道府県にはないものの 13 の協会支部が存在していることから、地域ごとのニーズに即した相談支援センターとの専門職種間の連携体制をつくっていくことが可能であると考えられる。ただし、基本計画のもとに作成される各都道府県のがん対策推進計画（平成 25 年 3 月策定予定）が、都道府県ごとに策定され、就労支援に関しても目標が異なると考えられることから、各々の連携体制を作る場合に、都道府県単位ではない産業カウンセラーの協会支部との連携

については、この点留意して進めていく必要があるう。

個別の相談対応に関する連携体制について

個別の相談内容に関する連携については、産業カウンセラーおよび社会保険労務士の両職種とも、当然ながら「がん」やその他の身体的な疾患の相談対応を行う専門家ではない。がんに関連する相談から派生する就労の情報提供や相談対応を行う際には、まずがんに関する課題や問題を整理し、就労に関する課題も整理した上で、然るべき専門職へと連携を行う必要がある。現在は、多くの場合相談支援センターの相談員は、それぞれの職種の得意とする領域についてさえ、十分に理解していないと考えられる。したがって、連携体制構築の第一歩としては、お互いの専門対応領域や活動内容などを理解し合えるような環境や教育などが求められるであろう。お互いの顔の見える教育や研修の場を組織同士の連携体制をもとに持つことで、より効果的に地域ごとの体制を構築していくことが可能であると考えられる。今後は、さらに個別の相談対応の際の連携や役割分担について検討していくことも必要であろう。

E. 結論

がん患者の就労支援を行う際に、今後連携が必要と考えられる社団法人日本産業カウンセラー協会と産業カウンセラー、全国社会保険労務士会連合会と社会保険労務士へのヒアリングを行い、それぞれの専門職種の位置付けや体制整備状況について整理を行った。その結果、組織間レベル、個別の相談対応レベルでの連携の可能性と留意点が明らかになり、組織同士の連携体制をもとにした顔の見える教育や研修の場を持つことで、より効果的に地域ごとの体制を構築していくことが可能であると考えられた。

F. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

G. 知的財産権の出願・登録状況

なし